

第一号議案

令和七年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

令和七年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針及び令和七年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱を別紙のとおり決定する。

令和六年十月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山 雅 文

提案理由
めたいで提案する。
令和七年度の公立学校教職員定期人事異動に当たり、その方針及び実施要綱を定めたいので提案する。

平成21年度以降の人事異動方針等の変遷概要（市町村立学校）



令和5年度人事異動方針等

- 定年段階的引上げ ○暫定再任用導入 ○管理職選考試験見直し(年齢引き下げ)

令和6年度人事異動方針等

- 広域異動について、若年期について教員の負担軽減の観点から「3地域」から「2地域」へ及び配置年数「3年」から「3~4年」への変更
○ミドルリーダーとなる中堅職員の広域異動 ○特例任用校長導入

令和7年度人事異動方針等

- 特別支援学校教諭(新採用)の特別支援学級への配置見直し

令和7年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針（案）

令和6年10月25日
大分県教育委員会議決

第1 基本方針

今日の教育行政を取り巻く社会情勢は、少子高齢化による人口減少社会が到来していることに併せ、グローバル化、ICTの進展や技術革新など、国内外問わず、予想を超えたスピードで変化し多様化が進んでいる。

また、教職員の時間外勤務の状況に鑑み、勤務時間管理の徹底や業務・研修の効率化・精選等を行う、学校における働き方改革が求められている。

この状況に対処し、現在、新たな長期教育計画として策定作業を進めている「教育県大分」創造プラン2016（2020改訂版）の基本理念である「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」を図っていくには、県教育委員会としては、一億総活躍社会、地方創生への流れをしっかりと捉え、内外の連携を強化する必要がある。また、平成20年の不祥事以降県民の信頼回復に向けて続けてきた様々な教育改革を更に積み重ね、信頼される学校づくりを進めていくとともに、各学校、教職員が、社会情勢の変化を敏感に受け止め、自ら謙虚に学び続け、子どもたちに本来の学びを実感させることができるように、不断の見直しによる学校改革を実現していく必要がある。

そのためには、教育行政の根幹ともいべき教職員人事について、「組織づくり」と「人づくり」を担う人材の育成という使命に基づき、組織力の向上と教職員の資質向上を図る必要がある。組織力の向上については、学校教育目標の明確化、主任制度の徹底・活用など芯の通った学校組織の取組の深化が求められる。また、教職員の資質向上については、教職員評価システムによる能力評価（以下「人事評価」という。）結果を適切に給与に反映するとともに、教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用し、適材適所の人事配置を推進することなどが必要である。また、次世代育成や女性活躍のため、女性の学校経営参画を推進する中長期的な人材育成等を展開していく。さらに、障がい者活躍に向けた環境整備を進めていく。以上のことを見まえ、適正かつ体系的な人事管理の確立に向けて、次の事項を基本に行う。

- 1 「芯の通った学校組織」を基盤とし、適正な校内人事を含む教職員人事を通じた教育改革・学校改革を進める。
- 2 令和6年3月改訂の大分県公立学校教職員の人材育成方針に沿って、人事異動を通じた人材の育成を図る。
- 3 教職員評価システムの人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲等を見直しの趣旨を徹底する。
- 4 県全体の学校力の向上及び教職員の意識改革と人材育成を図るため、校長や市町村教育委員会の意見を聞きながら、広域人事を一層促進する。
- 5 人事委員会との共同実施による管理職登用選考試験をはじめ、教職員人事作業の各段階において、公正かつ適正な人事事務を執行する。
- 6 教職員の意識改革を図るため、県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局をはじめ、知事部局等との人事交流を促進する。
- 7 教職員人事全般（各学校における主任の任命や分掌の決定などを含む）に関して、職務上知り得た情報の管理を徹底するとともに、職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらを一切受けない。

上記基本方針のもと、令和7年度の定期人事異動については、次の方針により行うものとする。

第2 人事異動

1 校長及び教頭等への登用

- (1) 校長及び教頭等への任用等にあたっては、次に掲げる「求められる管理職像」を踏まえて行う。

「芯の通った学校組織」の取組を実践する中で、勤務時間管理の徹底や業務の効率化等を行う学校の働き方改革を積極的に推進しながら、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者

- (2) 任用にあたっては、採用資格保有者名簿の上位の者から行うことを原則とする。ただし、有効期間内の採用資格保有者名簿の上位の者であり、かつ人事評価等が別に定める水準以上の者から優先して行うことを原則とする。

また、行政等からの任用にあたっては、別に定めるところにより校長及び教頭等として任用される資格を有する者の中から行う。

- (3) 配置にあたっては、人事評価結果や「求められる管理職像」等を踏まえながら、次の事項に留意し、適任の者を配置する。

- ・校長にあたっては、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、指導力に富みマネジメント能力に秀でていること、具体的な学校経営ビジョンを

有していること等

- ・教頭にあっては、豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、実践力・指導力に富みマネジメント能力を有していること、校長の示す学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感・企画力を有すること等
- ・統括事務長・事務長・市町村立学校支援センター所長等にあっては、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、指導力に富みマネジメント能力に秀でていること、学校事務を中心とする学校経営に手腕を有し実績を上げていること等

(4) 民間人校長の登用にあたっては、その経験が学校経営に活かされ、波及効果が現れるよう配置するとともに、適切な支援を行う。

2 新採用

- (1) 令和7年度大分県公立学校教員採用予定者名簿に登載された者の中から採用する。
- (2) 学校規模、地域性等を考慮しながら、全県的視野に立った均衡ある配置を行う。
- (3) 原則として、特別支援学校教諭採用者は、障がい種や学校規模等を踏まえた上で、県立の特別支援学校に配置を行う。

3 転任等

教職員の人材育成を図るため、キャリア形成を意識し、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積ませる。

(1) 市町村立学校

- ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・小・中学校間において、専科教員の配置・兼務発令などにより小中連携を強化する人事異動の推進
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・中学校における教科別教員構成の適正化
 - ・小・中学校における特別支援教育の専門性向上のための教職員の人材確保と適正配置
 - ・べき地学校における教職員の人材確保と適正配置
 - ・臨時講師比率の地域間格差の是正
 - ・教職員の人材育成の観点から、地域間・校種間・職種間の異動、教職大学院への派遣など多様な経験を積ませる人事異動の推進
- ②学校支援センターについては、人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・学校事務職員の人材育成と活用
 - ・学校支援センターの機能向上のための人員配置
- ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、県立学校等との人事異動を促進する。

(2) 県立学校

- ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的な視野に立った適正な人事を行う。
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・教科別教員構成の適正化
 - ・同一校における勤務期間等
 - ・教職員の人材育成の観点から、校種間・異なる規模校間の異動、教職大学院への派遣など多様な経験を積ませる人事異動の推進
 - ②学校教育目標の達成と学校活性化を図るため、教職員人事異動公募制度を実施する。
 - ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、市町村立学校等との人事異動を促進する。
 - ④統括事務長が配置される所属には、統括事務長を補佐できる事務職員を配置する。
- (3) 特別支援学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、それ以外の教職員は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。
 - (4) 県立中学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、県立学校からの異動者は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。

第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置

校長がその指導力を発揮するとともに、各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化するため、必要と認める学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を効果的に配置する。

主幹教諭の任用にあたっては、人事評価結果等を踏まえ、別に定めるところにより適任者を配置する。なお、教頭採用資格保有者選考試験の第1次合格者の中から、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができるものとする。

指導教諭の任用にあたっては、人事評価結果等を踏まえ、別に定めるところにより適任者を配置する。

第4 退職

1 希望退職者の募集等

別に定めるところにより行う。

2 定年の引上げ

定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とする。

3 再雇用制度

定年の段階的引上げ期間中の再雇用希望者については、長年の勤務内容を考慮し、適材適所の観点から、教職員定数の範囲内で暫定再任用（フルタイム勤務、短時間勤務）又は非常勤職員として配置する。

また、優れた学校経営の取り組みや経験の継承を促進するため、特例任用校長等を配置するとともに、若手教職員の人材育成及び教職員の人材確保の観点から、指導力に優れる教職員の再雇用配置を一層推進していく。

第5 降任

希望降任は希望降任制度実施要綱に定めるところにより行う。

令和7年度 大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱（案）

令和6年10月25日
大分県教育委員会議決

1 目的

この要綱は、「令和7年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、市町村立学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 異動基準

(1) 用語の定義

「広域的な異動」とは、(2)に示す人事地域間の異動をいう。

「標準規模以上の学校」とは、原則として小学校（義務教育学校前期課程含む。）

10学級以上、中学校（義務教育学校後期課程含む。）6学級以上の学校をいう。

(2) 人事地域

人事地域は次の14地域とする。

1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市
4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市
7 由布市	8 大分市	9 白杵市・津久見市
10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市
13 日田市	14 玖珠町・九重町	

次に掲げる学校等については人事地域とみなす。

- A 離島（姫島）にある学校
- B 大分県立大分豊府中学校
- C 大分大学教育学部附属学校園
- D 児童相談所
- E 教育委員会事務局等
- F 在外教育施設
- G 採用前の臨時講師歴（大分県における県費負担の臨時講師歴（病気休暇代替等を含む）の合計が5年（60月）以上ある場合）
- H 大分県及び他都道府県における教員歴（国公立学校の正規教員として3年（36月）以上（休職・育児休業の期間を除く）勤務したことがある場合）
- I 採用校種と異なる校種の学校（対象は教諭で、小学校又は中学校への異動に限る）

(3) 管理職人事

- ① 全県的な教育水準の向上と均衡を図るため、これまでどおり広域的な異動を積極的に推進するとともに、学校種別間及び行政等との異動に努める。
- ② 市町村立学校支援センター（以下「支援センター」という。）所長については地域ごとの課題に的確に対応できる人事配置を行う。

(4) 一般教職員人事

- ① 人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲を生かした人事配置に努める。
- ② 原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とし、特に同一校在職6年以上の者は積極的に異動を推進する。
- ③ 早い時期に広域的な異動を経験させるものとする。原則として、新採用からおおむね10年以内に2つ以上の人事地域を勤務するものとし、その間、標準規模以上の学校を1校以上経験する。
- ④ 原則として、同一人事地域に12年以上在職する者は、広域的な異動を積極的に推進する。
- ⑤ 原則として、校内人事における学級担任は、正規職員を配置する。
- ⑥ 特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校との人事異動を推進し、異動後の配置において、特別支援教育の中核となる人材を育成する。
なお、特別支援学校教諭採用者で、市町村立学校の特別支援学級に勤務する者については、原則として在職3年以上の者を異動対象とし、県立の特別支援学校との人事異動を行う。
- ⑦ 養護教諭については、市町村立学校、県立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。
- ⑧ 学校事務職員については、市町村立学校、支援センター、県立学校及び教育委員会との人事異動を推進する。
- ⑨ 学校事務職員は、別途定める配置基準に基づき配置する。
- ⑩ 学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。

(5) 新採用教職員人事

- ① 全県的視野に立ち配置する。
- ② 原則として標準規模以上の学校に配置する。
- ③ 原則として同一校在職3年以上の者は、広域的な異動の対象とし、積極的に推進する。
- ④ 学校事務職員は、教育委員会、市町村立学校または支援センターに配置する。

大分県公立学校教職員定期人事異動方針 新旧対照

令和6年度	令和7年度
<p style="text-align: center;">令和6年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針</p> <p style="text-align: center;">令和5年10月24日 大分県教育委員会議決</p> <p>第1 基本方針</p> <p>今日の教育行政を取り巻く社会情勢は、少子高齢化による人口減少社会が到来していることに併せ、グローバル化、ICTの進展や技術革新など、国内外問わず、予想を超えたスピードで変化し多様化が進んでいる。</p> <p>また、教職員の時間外勤務の状況に鑑み、勤務時間管理の徹底や業務・研修の効率化・精選等を行う、学校における働き方改革が求められている。</p> <p>この状況に対処し、『教育県大分』創造プラン2016（2020改訂版）の基本理念である「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造』を図っていくには、県教育委員会としては、一億総活躍社会、地方創生への流れをしっかりと捉え、内外の連携を強化する必要がある。また、平成20年の不祥事以降県民の信頼回復に向けて続けてきた様々な教育改革を更に積み重ね、信頼される学校づくりを進めていくとともに、各学校、教職員が、社会情勢の変化を敏感に受け止め、自ら謙虚に学び続け、子どもたちに本来の学びを実感させることができるように、不斷の見直しによる学校改革を実現していく必要がある。</p> <p>そのためには、教育行政の根幹ともいべき教職員人事について、「組織づくり」と「人づくり」を担う人材の育成という使命に基づき、組織力の向上と教職員の資質向上を図る必要がある。組織力の向上については、学校教育目標の明確化、主任制度の徹底・活用など芯の通った学校組織の取組の深化が求められる。また、教職員の資質向上については、教職員評価システムによる能力評価（以下「人事評価」という。）結果を適切に給与に反映するとともに、教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用し、適材適所の人事配置を推進することなどが必要である。また、次世代育成や女性活躍のため、女性の学校経営参画を推進する中長期的な人材育成等を展開していく。さらに、障がい者活躍に向けた環境整備を進めていく。以上のことを踏まえ、適正かつ体系的な人事管理の確立に向けて、次の事項を基本に行う。</p> <p>1 「芯の通った学校組織」を基盤とし、適正な校内人事を含む教職員人事を通じた教育改革・学校改革を進める。</p> <p>2 令和5年3月改訂の大分県公立学校教職員の人事育成方針に沿って、人事異動を通じた人材の育成を図る。</p> <p>3 教職員評価システムの人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲等を踏まえ、適材適所の人事配置を推進するとともに、平成21年度以降の人事異動方針等の見直しの趣旨を徹底する。</p> <p>4 県全体の学校力の向上及び教職員の意識改革と人材育成を図るために、校長や市町村教育委員会の意見を聞きながら、広域人事を一層促進する。</p> <p>5 人事委員会との共同実施による管理職登用選考試験をはじめ、教職員人作事業の各段階において、公正かつ適正な人事事務を執行する。</p> <p>6 教職員の意識改革を図るために、県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局をはじめ、知事部局等との人事交流を促進する。</p> <p>7 教職員人事全般（各学校における主任の任命や分掌の決定などを含む）に関して、職務上知り得た情報の管理を徹底するとともに、職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらを一切受けない。</p> <p>上記基本方針のもと、令和6年度の定期人事異動については、次の方針により行うものとする。</p> <p>第2 人事異動</p> <p>1 校長及び教頭等への登用</p> <p>(1) 校長及び教頭等への任用等にあたっては、次に掲げる「求められる管理職像」を踏まえて行う。</p> <p>「芯の通った学校組織」の取組を実践する中で、勤務時間管理の徹底や業務の効率化等を行なう学校の働き方改革を積極的に推進しながら、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</p> <p>(2) 任用にあたっては、採用資格保有者名簿の上位の者から行うことを原則とする。ただし、有効期間内の採用資格保有者名簿の上位の者であり、かつ人事評価等が別に定める水準以上の者から優先して行うことを原則とする。</p> <p>また、行政等からの任用にあたっては、別に定めるところにより校長及び教頭等として任用される資格を有する者の中から行う。</p> <p>(3) 配置にあたっては、人事評価結果や「求められる管理職像」等を踏まえながら、次の事項に留意し、適任の者を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長にあつては、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、指導力に富みマネジメント能力に秀でていること、具体的な学校経営ビジョンを有していること等 ・教頭にあつては、豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、実践力・指導力に富みマネジメント能力を有していること、校長の示す学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感・企画力を有すること等 ・統括事務長・事務長・市町村立学校支援センター所長等にあつては、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、指導力に富みマネジメント能力に秀でていること、学校事務を中心とする学校経営に手腕を有し実績を上げていること等 <p>(4) 民間人校長の登用にあたっては、その経験が学校経営に活かされ、波及効果が現れるように配置するとともに、適切な支援を行う。</p> <p>2 新採用</p> <p>(1) 令和6年度大分県公立学校教員採用予定者名簿に登載された者の中から採用する。</p> <p>(2) 学校規模、地域性等を考慮しながら、全県的視野に立った均衡ある配置</p> <p style="text-align: center;">令和7年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針（案）</p> <p style="text-align: center;">令和6年10月25日 大分県教育委員会議決</p> <p>第1 基本方針</p> <p>今日の教育行政を取り巻く社会情勢は、少子高齢化による人口減少社会が到来していることに併せ、グローバル化、ICTの進展や技術革新など、国内外問わず、予想を超えたスピードで変化し多様化が進んでいる。</p> <p>また、教職員の時間外勤務の状況に鑑み、勤務時間管理の徹底や業務・研修の効率化・精選等を行う、学校における働き方改革が求められている。</p> <p>この状況に対処し、現在、新たな長期教育計画として策定作業を進めている『教育県大分』創造プラン2016（2020改訂版）の基本理念である「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造』を図っていくには、県教育委員会としては、一億総活躍社会、地方創生への流れをしっかりと捉え、内外の連携を強化する必要がある。また、平成20年の不祥事以降県民の信頼回復に向けて続けてきた様々な教育改革を更に積み重ね、信頼される学校づくりを進めていくとともに、各学校、教職員が、社会情勢の変化を敏感に受け止め、自ら謙虚に学び続け、子どもたちに本来の学びを実感させることができるように、不斷の見直しによる学校改革を実現していく必要がある。</p> <p>そのためには、教育行政の根幹ともいべき教職員人事について、「組織づくり」と「人づくり」を担う人材の育成という使命に基づき、組織力の向上と教職員の資質向上を図る必要がある。組織力の向上については、学校教育目標の明確化、主任制度の徹底・活用など芯の通った学校組織の取組の深化が求められる。また、教職員の資質向上については、教職員評価システムによる能力評価（以下「人事評価」という。）結果を適切に給与に反映するとともに、教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用し、適材適所の人事配置を推進することなどが必要である。また、次世代育成や女性活躍のため、女性の学校経営参画を推進する中長期的な人材育成等を展開していく。さらに、障がい者活躍に向けた環境整備を進めていく。以上のことを踏まえ、適正かつ体系的な人事管理の確立に向けて、次の事項を基本に行う。</p> <p>1 「芯の通った学校組織」を基盤とし、適正な校内人事を含む教職員人事を通じた教育改革・学校改革を進める。</p> <p>2 令和6年3月改訂の大分県公立学校教職員の人事育成方針に沿って、人事異動を通じた人材の育成を図る。</p> <p>3 教職員評価システムの人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲等を踏まえ、適材適所の人事配置を推進するとともに、平成21年度以降の人事異動方針等の見直しの趣旨を徹底する。</p> <p>4 県全体の学校力の向上及び教職員の意識改革と人材育成を図るために、校長や市町村教育委員会の意見を聞きながら、広域人事を一層促進する。</p> <p>5 人事委員会との共同実施による管理職登用選考試験をはじめ、教職員人作事業の各段階において、公正かつ適正な人事事務を執行する。</p> <p>6 教職員の意識改革を図るために、県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局をはじめ、知事部局等との人事交流を促進する。</p> <p>7 教職員人事全般（各学校における主任の任命や分掌の決定などを含む）に関して、職務上知り得た情報の管理を徹底するとともに、職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらを一切受けない。</p> <p>上記基本方針のもと、令和7年度の定期人事異動については、次の方針により行うものとする。</p> <p>第2 人事異動</p> <p>1 校長及び教頭等への登用</p> <p>(1) 校長及び教頭等への任用等にあたっては、次に掲げる「求められる管理職像」を踏まえて行う。</p> <p>「芯の通った学校組織」の取組を実践する中で、勤務時間管理の徹底や業務の効率化等を行なう学校の働き方改革を積極的に推進しながら、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者</p> <p>(2) 任用にあたっては、採用資格保有者名簿の上位の者から行うことを原則とする。ただし、有効期間内の採用資格保有者名簿の上位の者であり、かつ人事評価等が別に定める水準以上の者から優先して行うことを原則とする。</p> <p>また、行政等からの任用にあたっては、別に定めるところにより校長及び教頭等として任用される資格を有する者の中から行う。</p> <p>(3) 配置にあたっては、人事評価結果や「求められる管理職像」等を踏まえながら、次の事項に留意し、適任の者を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長にあつては、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、指導力に富みマネジメント能力に秀でていること、具体的な学校経営ビジョンを有していること等 ・教頭にあつては、豊かな知識・経験と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、実践力・指導力に富みマネジメント能力を有していること、校長の示す学校経営ビジョンを実現するために必要な責任感・企画力を有すること等 ・統括事務長・事務長・市町村立学校支援センター所長等にあつては、優れた識見と教育改革・学校改革に対する確かな理念を有していること、指導力に富みマネジメント能力に秀でていること、学校事務を中心とする学校経営に手腕を有し実績を上げていること等 <p>(4) 民間人校長の登用にあたっては、その経験が学校経営に活かされ、波及効果が現れるように配置するとともに、適切な支援を行う。</p> <p>2 新採用</p> <p>(1) 令和7年度大分県公立学校教員採用予定者名簿に登載された者の中から採用する。</p> <p>(2) 学校規模、地域性等を考慮しながら、全県的視野に立った均衡ある配置</p>	

<p>を行う。</p> <p>(3) 特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置を行う。</p>	<p>を行う。</p>
<p>3 転任等</p> <p>教職員の人材育成を図るために、キャリア形成を意識し、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積ませる。</p> <p>(1) 市町村立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校間において、専科教員の配置・兼務発令などにより小中連携を強化する人事異動の推進 ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化 ・中学校における教科別教員構成の適正化 ・小・中学校における特別支援教育の専門性向上のための教職員の人材確保と適正配置 ・へき地学校における教職員の人材確保と適正配置 ・臨時講師比率の地域間格差の是正 ・教職員の人材育成の観点から、地域間・校種間・職種間の異動、教職大学院への派遣など多様な経験を積ませる人事異動の推進 ②学校支援センターについては、人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員の人材育成と活用 ・学校支援センターの機能向上のための人員配置 ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、県立学校等との人事異動を促進する。 <p>(2) 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的な視野に立った適正な人事を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化 ・教科別教員構成の適正化 ・同一校における勤務期間等 ・教職員の人材育成の観点から、校種間・異なる規模校間の異動、教職大学院への派遣など多様な経験を積ませる人事異動の推進 ②学校教育目標の達成と学校活性化を図るために、教職員人事異動公募制度を実施する。 ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、市町村立学校等との人事異動を促進する。 ④統括事務室事務職員については財務・会計事務指導を充実させることを念頭に置いて配置する。 ⑤統括事務室に配置される統括には、統括事務長を補佐できる事務職員を配置する。 <p>(3) 特別支援学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、それ以外の教職員は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。</p> <p>(4) 県立中学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、県立学校からの異動者は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。</p>	<p>3 転任等</p> <p>教職員の人材育成を図るために、キャリア形成を意識し、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積ませる。</p> <p>(1) 市町村立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校間において、専科教員の配置・兼務発令などにより小中連携を強化する人事異動の推進 ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化 ・中学校における教科別教員構成の適正化 ・小・中学校における特別支援教育の専門性向上のための教職員の人材確保と適正配置 ・へき地学校における教職員の人材確保と適正配置 ・臨時講師比率の地域間格差の是正 ・教職員の人材育成の観点から、地域間・校種間・職種間の異動、教職大学院への派遣など多様な経験を積ませる人事異動の推進 ②学校支援センターについては、人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員の人材育成と活用 ・学校支援センターの機能向上のための人員配置 ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、県立学校等との人事異動を促進する。 <p>(2) 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的な視野に立った適正な人事を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化 ・教科別教員構成の適正化 ・同一校における勤務期間等 ・教職員の人材育成の観点から、校種間・異なる規模校間の異動、教職大学院への派遣など多様な経験を積ませる人事異動の推進 ②学校教育目標の達成と学校活性化を図るために、教職員人事異動公募制度を実施する。 ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、市町村立学校等との人事異動を促進する。 <p>④統括事務長が配置される所属には、統括事務長を補佐できる事務職員を配置する。</p> <p>(3) 特別支援学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、それ以外の教職員は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。</p> <p>(4) 県立中学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、県立学校からの異動者は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。</p>
<p>第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置</p> <p>校長がその指導力を發揮するとともに、各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化するため、必要と認める学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を効果的に配置する。</p> <p>主幹教諭の任用にあたっては、人事評価結果等を踏まえ、別に定めるところにより適任者を配置する。なお、教頭採用資格保有者選考試験の第1次合格者の中から、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができるものとする。</p> <p>指導教諭の任用にあたっては、人事評価結果等を踏まえ、別に定めるところにより適任者を配置する。</p>	<p>第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置</p> <p>校長がその指導力を發揮するとともに、各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化するため、必要と認める学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を効果的に配置する。</p> <p>主幹教諭の任用にあたっては、人事評価結果等を踏まえ、別に定めるところにより適任者を配置する。なお、教頭採用資格保有者選考試験の第1次合格者の中から、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができるものとする。</p> <p>指導教諭の任用にあたっては、人事評価結果等を踏まえ、別に定めるところにより適任者を配置する。</p>
<p>第4 退職</p> <p>1 希望退職者の募集等</p> <p>別に定めるところにより行う。</p> <p>2 定年の引上げ</p> <p>定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とする。</p> <p>3 再雇用制度</p> <p>定年の段階的引上げ期間中の再雇用希望者については、長年の勤務内容を考慮し、適材適所の観点から、教職員定数の範囲内で暫定再任用（フルタイム勤務、短時間勤務）又は非常勤職員として配置する。</p> <p>また、優れた学校経営の取り組みや経験の継承を促進するため、特例任用校長等を配置するとともに、若手教職員の人材育成及び教職員の人材確保の観点から、指導力に優れる教職員の再雇用配置を一層推進していく。</p>	<p>第4 退職</p> <p>1 希望退職者の募集等</p> <p>別に定めるところにより行う。</p> <p>2 定年の引上げ</p> <p>定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とする。</p> <p>3 再雇用制度</p> <p>定年の段階的引上げ期間中の再雇用希望者については、長年の勤務内容を考慮し、適材適所の観点から、教職員定数の範囲内で暫定再任用（フルタイム勤務、短時間勤務）又は非常勤職員として配置する。</p> <p>また、優れた学校経営の取り組みや経験の継承を促進するため、特例任用校長等を配置するとともに、若手教職員の人材育成及び教職員の人材確保の観点から、指導力に優れる教職員の再雇用配置を一層推進していく。</p>
<p>第5 降任</p> <p>希望降任は希望降任制度実施要綱に定めるところにより行う。</p>	<p>第5 降任</p> <p>希望降任は希望降任制度実施要綱に定めるところにより行う。</p>

大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱 新旧対照

令和6年度	令和7年度																														
令和6年度 大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱 (令和5年10月24日 大分県教育委員会議決)																															
令和7年度 大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱(案) (令和6年10月25日 大分県教育委員会議決)																															
1 目的 この要綱は、「令和6年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、市町村立学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。	1 目的 この要綱は、「令和7年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、市町村立学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。																														
2 異動基準 (1) 用語の定義 「広域的な異動」とは、(2)に示す人事地域間の異動をいう。 「標準規模以上の学校」とは、原則として小学校（義務教育学校前期課程含む。）10学級以上、中学校（義務教育学校後期課程含む。）6学級以上の学校をいう。	2 異動基準 (1) 用語の定義 「広域的な異動」とは、(2)に示す人事地域間の異動をいう。 「標準規模以上の学校」とは、原則として小学校（義務教育学校前期課程含む。）10学級以上、中学校（義務教育学校後期課程含む。）6学級以上の学校をいう。																														
(2) 人事地域 人事地域は次の14地域とする。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 33%;">1 中津市</td><td style="width: 33%;">2 宇佐市</td><td style="width: 33%;">3 豊後高田市</td></tr> <tr><td>4 国東市・姫島村</td><td>5 杵築市・日出町</td><td>6 別府市</td></tr> <tr><td>7 由布市</td><td>8 大分市</td><td>9 白杵市・津久見市</td></tr> <tr><td>10 佐伯市</td><td>11 竹田市</td><td>12 豊後大野市</td></tr> <tr><td>13 日田市</td><td>14 玖珠町・九重町</td><td></td></tr> </table>	1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市	4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市	7 由布市	8 大分市	9 白杵市・津久見市	10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市	13 日田市	14 玖珠町・九重町		(2) 人事地域 人事地域は次の14地域とする。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 33%;">1 中津市</td><td style="width: 33%;">2 宇佐市</td><td style="width: 33%;">3 豊後高田市</td></tr> <tr><td>4 国東市・姫島村</td><td>5 杵築市・日出町</td><td>6 別府市</td></tr> <tr><td>7 由布市</td><td>8 大分市</td><td>9 白杵市・津久見市</td></tr> <tr><td>10 佐伯市</td><td>11 竹田市</td><td>12 豊後大野市</td></tr> <tr><td>13 日田市</td><td>14 玖珠町・九重町</td><td></td></tr> </table>	1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市	4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市	7 由布市	8 大分市	9 白杵市・津久見市	10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市	13 日田市	14 玖珠町・九重町	
1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市																													
4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市																													
7 由布市	8 大分市	9 白杵市・津久見市																													
10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市																													
13 日田市	14 玖珠町・九重町																														
1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市																													
4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市																													
7 由布市	8 大分市	9 白杵市・津久見市																													
10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市																													
13 日田市	14 玖珠町・九重町																														
次に掲げる学校等については人事地域とみなす。 A 離島（姫島）にある学校 B 大分県立大分豊府中学校 C 大分大学教育学部附属学校園 D 児童相談所 E 教育委員会事務局等 F 在外教育施設 G 採用前の臨時講師歴（大分県における県費負担の臨時講師歴（病気休暇代替等を含む）の合計が5年（60月）以上ある場合） H 大分県及び他都道府県における教員歴（国公立学校の正規教員として3年（36月）以上（休職・育児休業の期間除く）勤務したことがある場合） I 採用校種と異なる校種の学校（対象は教諭で、小学校又は中学校への異動に限る）	次に掲げる学校等については人事地域とみなす。 A 離島（姫島）にある学校 B 大分県立大分豊府中学校 C 大分大学教育学部附属学校園 D 児童相談所 E 教育委員会事務局等 F 在外教育施設 G 採用前の臨時講師歴（大分県における県費負担の臨時講師歴（病気休暇代替等を含む）の合計が5年（60月）以上ある場合） H 大分県及び他都道府県における教員歴（国公立学校の正規教員として3年（36月）以上（休職・育児休業の期間除く）勤務したことがある場合） I 採用校種と異なる校種の学校（対象は教諭で、小学校又は中学校への異動に限る）																														
(3) 管理職人事 ① 全県的な教育水準の向上と均衡を図るために、これまでどおり広域的な異動を積極的に推進するとともに、学校種別間及び行政等との異動に努める。 ② 市町村立学校支援センター（以下「支援センター」という。）所長については地域ごとの課題に的確に対応できる人事配置を行う。	(3) 管理職人事 ① 全県的な教育水準の向上と均衡を図るために、これまでどおり広域的な異動を積極的に推進するとともに、学校種別間及び行政等との異動に努める。 ② 市町村立学校支援センター（以下「支援センター」という。）所長については地域ごとの課題に的確に対応できる人事配置を行う。																														
(4) 一般教職員人事 ① 人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲を生かした人事配置に努める。 ② 原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とし、特に同一校在職6年以上の者は積極的に異動を推進する。 ③ 早い時期に広域的な異動を経験させるものとする。原則として、新採用からおおむね10年以内に2つ以上の人事地域を勤務するものとし、その間、標準規模以上の学校を1校以上経験する。	(4) 一般教職員人事 ① 人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲を生かした人事配置に努める。 ② 原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とし、特に同一校在職6年以上の者は積極的に異動を推進する。 ③ 早い時期に広域的な異動を経験させるものとする。原則として、新採用からおおむね10年以内に2つ以上の人事地域を勤務するものとし、その間、標準規模以上の学校を1校以上経験する。																														

<p>④ 原則として、同一人事地域に12年以上在職する者は、広域的な異動を積極的に推進する。</p> <p>⑤ 原則として、校内人事における学級担任は、正規職員を配置する。</p> <p>⑥ 特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校との人事異動を推進し、異動後の配置において、特別支援教育の中核となる人材を育成する。</p> <hr/> <hr/> <p>⑦ 養護教諭については、市町村立学校、県立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。</p> <p>⑧ 学校事務職員については、市町村立学校、支援センター、県立学校及び教育委員会との人事異動を推進する。</p> <p>⑨ 学校事務職員は、別途定める配置基準に基づき配置する。</p> <p>⑩ 学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。</p>	<p>④ 原則として、同一人事地域に12年以上在職する者は、広域的な異動を積極的に推進する。</p> <p>⑤ 原則として、校内人事における学級担任は、正規職員を配置する。</p> <p>⑥ 特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校との人事異動を推進し、異動後の配置において、特別支援教育の中核となる人材を育成する。</p> <p><u>なお、特別支援学校教諭採用者で、市町村立学校の特別支援学級に勤務する者については、原則として在職3年以上の者を異動対象とし、県立の特別支援学校との人事異動を行う。</u></p> <p>⑦ 養護教諭については、市町村立学校、県立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。</p> <p>⑧ 学校事務職員については、市町村立学校、支援センター、県立学校及び教育委員会との人事異動を推進する。</p> <p>⑨ 学校事務職員は、別途定める配置基準に基づき配置する。</p> <p>⑩ 学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。</p>
<p>(5) 新採用教職員人事</p> <p>① 全県的視野に立ち配置する。</p> <p>② 原則として標準規模以上の学校に配置する。</p> <p>③ 原則として同一校在職3年以上的者は、広域的な異動の対象とし、積極的に推進する。</p> <p><u>なお、特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者で、市町村立学校の特別支援学級に勤務する者については、原則として在職3年以上の者を異動対象とし、県立の特別支援学校との人事異動を行う。</u></p> <p>④ 学校事務職員は、教育委員会、市町村立学校または支援センターに配置する。</p>	<p>(5) 新採用教職員人事</p> <p>① 全県的視野に立ち配置する。</p> <p>② 原則として標準規模以上の学校に配置する。</p> <p>③ 原則として同一校在職3年以上的者は、広域的な異動の対象とし、積極的に推進する。</p> <hr/> <hr/> <p>④ 学校事務職員は、教育委員会、市町村立学校または支援センターに配置する。</p>